

18世紀末ニューヨーク市における教育の態様に関する一考察

—C. F. Kaestle の議論を中心として—

武川 一彦

目次

1. はじめに
2. 18世紀末ニューヨーク市の教育状況
3. 1795年ニューヨーク州法による school fund 配分問題
4. おわりに

1. はじめに

1960年代後半、アメリカ大都市部を舞台に、黒人を中心とするマイノリティの人々が、自らの生活に密着した「良質の教育」を要求して教育のコミュニティ・コントロール運動を展開したことは良く知られた事実である¹⁾。しかしながら、既存の公立学校制度から黒人の学校を切り離し、多数派・少数派それぞれを対象とした教育制度を組織することで、この運動なかんずく黒人の要求に対処しようとしたリベラル派がいたことは、あまり知られていない。著名な『不平等』²⁾の主著者であるChristopher Jencks その人こそ、コミュニティ・コントロール運動が公教育制度に及ぼす影響を危惧し、いわば「複線型」の教育制度を構想したのである³⁾。本稿はコミュニティ・コントロールを直接対象とするものではないので、Jencks の議論に立ち入ることはしないが、ここでの関心から指摘しておきたいことは、彼がその様な構想を導くにあたり、ニューヨーク市が19世紀に経験した公立学校協会とカトリック教会との大論争を参照していることである。

公立学校協会(The Public School Society)は、1805年にJohn Murray Jr., Thomas Eddy ら、プロテスタント系の富裕層が、いずれの宗派のチャリティ・スクールにも属していない子どもを教育するために組織した一私的団体であり、当初は無償教育協会(The Free School Society)と称していた。にもかかわらず、この協会は会長にニューヨーク州知事を仰ぐことに象徴されるように、当時の市の支配層を結集したものであり、直ちにニューヨーク市の教育を担う存在となっていく。

1806年に最初の学校を設立した協会は、1808年には教

育対象を全ての貧困男子に拡大しその規模を広げていった。協会は、他のChurch Charity Schoolとは異なり、教派に属さない普遍的な教育を実施していること、ランカスター・システムの採用により効率的運営を果たしていること等を論拠に、市のCommon School Fundをほぼ独占的に享受していくようになる。

しかながら、公立学校協会は、Michael B. Katz が「教育組織における父権的任意制のパラダイム的なケース」⁴⁾と特徴づけたように、名士層の慈意による組織であることに代わりはなく、さらにその運営は市民に責を負わない非民主的側面をもっていた。

公立学校協会のこのような側面への批判が決定的になされ、ニューヨーク市に市民が管理する世俗的教育制度が導入されるのは、1840年代になってのことであるが、その背景には、アイルランドからのカトリック教徒の移民があった。彼らは、ニューヨークの社会・経済面の最下層を形成していくのである。そして、彼らは宗教的信条により、公立学校協会とは対立していくことになる。この両者の対立に、市の教育に懸念するニューヨーク州知事が加わったことにより、論争の舞台は州議会へと移り、1842年の州特別立法により先のような決着を見るのであった。Jencks が着目したのは、ここでの決着により、世俗的で普遍的価値を追求する公教育制度と、カトリックという共同性をもった私的教育制度をうみだしたことにより、この論争の引き起こす政治的危機・教育的混乱を回避しえた点である。

筆者は、この後、このような1842年ニューヨーク州特別立法をめぐる論争を検討する予定であるが、本稿はそのための基礎作業として、無償教育協会が設立される以前の、すなわちニューヨーク市が未だ組織された教育を持たない時点での教育の在り様を、Carl F. Kaestle の研究⁵⁾に依拠しながら検討するものである。

2. 18世紀末ニューヨーク市の教育状況

1609年にオランダがニューネーザランドの領有権を主張し、1624年に同西インド会社がマンハッタン島への植

民を開始したことにより、新大陸としてのニューヨークの歴史は始まった。そして、「オランダ西インド会社が、西インド諸島との通商港としてマンハッタン島にニューアムステルダムを建設した由来は、その後のニューヨークの性格を当初において規定するものであった。会社の政策は通商上の戦略的考慮から決定され、会社はこの地に定着した共同社会(a settled community)を建設する意図もなく、あらゆる商人の集中を促進したため、この町は商業活動の単なる集積地として発展した」⁶⁾と指摘されるように、ニューヨーク市の社会関係の在り様は、タウンという形態の共同体を中心に発展していったニューイングランド植民地や大プランテーションを基盤とした南部植民地とはかなり異なる性格をもつものであった⁷⁾。このため、1664年にイギリスが奪取しニューヨーク市と改称し、その後独立戦争でイギリス軍が撤退する1783年11月25日まで、オランダ・イギリス支配下のニューヨーク市では公共サービスはほとんど発達しなかったといわれている。独立前、三角貿易の拠点港としてアメリカ商業・貿易の中心地であったニューヨーク市⁸⁾は、独立後もこの点に変わりなく、公共サービスの処理は専ら私企業に委ねられていた。つまり、ニューヨーク市では「かなりの規模に発展した後でも、活発な公共サービスを行うコミュニティの責任という考えは、ほとんど存在していなかった」⁹⁾のである。公共サービスが確立してくるのは19世紀も半ばにかかっていることであり、例えば、水道事業が整備され良質の水が確保されるのは1845年、また警察は1844年、消防は1865年になって組織されているのである¹⁰⁾。

Ravitchによると、公教育もその例外ではなく、教育

の形態としては(1) church charity school, (2) 家庭教師, (3) private pay school の三つがあるのみであり、貧困で教派に属さない子どもは教育を受ける機会をもつことがなかった¹¹⁾。(ただし、オランダ植民地時代には貧困児童は授業料を支払うことなく教育をうけていた¹²⁾。)そして、これらの教会に属さない貧困児童に対しては私人の慈善により最小限の教育が与えられることになる。(ニューヨーク市で最初の非宗派無償学校は黒人児童を対象に1787年に設立された奴隷解放促進協会(the Society for Promoting the Manumission of Slaves)のものであり、この年12人の生徒が通学した。この協会はJohn Jay, Alexander Hamiltonらが、「奴隷のevilを静め黒人の権利を守り、とりわけ教育を与える」目的で設立したものである¹³⁾。また、1801年には貧困な白人少女を対象に、貧困者救済のための婦人の友連盟(the Association of Women Friends for the Relief of the Poor)が学校を設置している¹⁴⁾。

このように、世紀転換期以前のニューヨーク市では公教育という観念はほとんど見出すことができないが、Ravitchはこのことを次のように説明している。

この時期にニューヨーク市にfree public school が存在しなかった理由の大半は、多様な宗派が存在していたためである。人口のほとんどはプロテスタント(1800年には人口の95%)であり、その様々なセクトに所属していた。教育は伝統的に宗教と関係があり、大きな宗教的多様性があるところでは、全員を対象とした共同体の学校(communal school for all)を設立する推進力(impulse)は全く存在しない¹⁵⁾。

この説明から分かることは人口の大半が協会に所属す

表1 1796年人名録の職業カテゴリー

Category	Explanation	Number	Percent of sample
Laborer	Includes porter, stoker, and stevadore	56	5.5
Mariner	Includes boatman, excludes captain	38	3.7
Cartman	Includes coachman	93	9.5
Skilled craftsman	All crafts; includes rigger, printer	443	43.1
Clerical worker	Clerk, accountant; includes inspector, measurer	21	2.0
Proprietor	Grocer; tavern, boardinghouse and stable keeper; includes brewer, tobacconist	147	14.3
Professional	Doctor, lawyer, minister	41	4.0
Merchant	Includes broker, warehouse and shipyard owner	133	13.0
Others	No clear category; e.g., ship captain (17), teacher (4), gardener (4), cigar manufacturer (3), dairyman (3)	55	5.4
Total		1027	100.0

source: Kaestle, p. 31

る結果、教育を受ける機会を持たない子どもはごく少数であり公的な関心の対象にならないという点である。このことを承認するのであれば、次に問題となるのは、Ravitchの記述からは教育を受けていることが予想できる95%内部のことである。先の三形態の性質・担い手といった問題が検討されなければならない。

これに対する手掛りを与えてくれる研究は、管見の限りではあるが唯一Kaestleの著書だけである。Kaestleは、New York City Tax ListsやTeachers' Reports to the Common Council等の資料をもとに、当時のニューヨーク市の教育実態に迫ろうとしている。そして、Kaestleが特に注目しているのはPrivate Pay Schoolが広範な層によって利用されているという事実であり、このことからRavitchとは全く異なる見解を導き出している。

Kaestleはまずニューヨーク市の経済・職業・居住パターンに着目しおおむね次のように述べている。表1に

見られるように経済・職業的には依然として小規模な熟練手工業が中心であり、労働者の平均賃金は1785年から1792年まで一日50セントであった。そして、1795年には一日約1ドルに向上し、熟練労働者の平均賃金は2ドルになっている。一方この時期の授業料は一学期約2ドルであるが¹⁶⁾、この額が労働者の生活にとってもっていった意味をKaestleは検討していくのである。また居住パターンを見てみると、経済(所得)による分離は19世紀ほど決定的なものではないが、進行し始めている。スラムは既に発達しつつあり、貧困者は集中し始めている。だがこれは依然として移行期であり、貧富の差は居住区の相違としてでなく、各Wardの内部に存在していた¹⁷⁾。

次に学校教育について見てみると、表2のようになる。ここからKaestleは1795年度の5-15才児童の就学率を52.2%と算出している。この算出方法の是非はここでは検討しないが、95%がプロテスタントというRavitch

表2 1795-96年の在学者数の算定

Schools	Reported (partial)		Estimated (total)	
Charity schools	African free	51	71.5 students per school ×6 charity schools ----- 429.0 estimated charity school enrollment	
	Trinity charity	86		
	Presb. charity	69		
	Dutch charity	80		
		286		
	Average: 71.5			
Pay schools, men	Carroll	40 day	0 eve.	69 students per school ×60 men teachers ----- 4140 estimated pay school enrollment, men teachers
	Collins	83	41	
	Evans	48	24	
	Fraser	96	0	
	Gibbons	66	0	
	Liddell	61	8	
	Mead	49	30	
	Patterson	63	12	
	Roe	60	0	
	Romaine	107	0	
	Youngs	56	41	
	Bements	98	0	
	Gumm	31	0	
	Smith, D.	20	8	
	Piggot	50	0	
	Peter	55	0	
Rudd	25	0		
	1008	164		
	Averager: 69			
Pay schools, women	No reports extant		20 students, estimate ×31 women teachers ----- 620 estimated pay school enrollment, women teachers	
	Almshouse school	Enrollment: 60		
Total	Reported (partial): 1518		Estimated (total): 5249	

source: Kaestle, p.52

の先の指摘と比較した場合家庭教師が含まれていない事を差し引いても、少ないものと思われる(もちろんKaestleも残る47.8%が不就学を意味するとは言っていない)。だが、この事以上に驚かされるのは、Charity Schoolのおよそ10倍の生徒がPay School¹⁸⁾に通っているという事実である。このことはどの様に考えたら良いのであろうか。Kaestleは当時の教育の態様に関して次のように一般化している。

市内のPay Schoolは金持ちしか利用できなかったという印象は誤っている。これらの学校を単に“private”と説明する事はmisleadingである。第一に“private”という語には排他性が言外に意味されている。この意味はこの時代のものではなく、後に生じたものだ。第二に、植民地時代と同じく1790年代には、“private” educationは“public” classroom instructionと対比してしばしば家庭教師を意味していた。つまり、private schoolはcharity schoolとともに1790年代ニューヨーク市のpublic schoolであった。どのような名称をつけるかはそれほど重要ではないが、“common pay school”という名称がこの学校の機能にはふさわしい。これは三つの点でコモンである。第一に、これは最もコモンな普及した学校であった。第二に、ニューヨーク市の校長(master)のほとんどがいわゆるcommon educationを提供していた。第三に、この学校に通学する子どもは、広範な収入と職業の子どもにコモンであった¹⁹⁾。

このようなコモン性はprivate pay schoolが授業料免除制度をもっていたことによりさらに強化されている。また、private pay schoolがその対象としていた生徒がcharity schoolのそれと決定的な違いをもつものでない点を、Dutch charity schoolとBenjamin Romain's pay schoolの生徒を比較し次のように主張する。

1795年4月から1796年4月の間に、Dutch charity schoolには101人の子どもが在籍していた。その内、親が確認できたのは37人であり兄弟が5人いるので32組の家庭が判明した。この内、19家族が『人名録』のTax Listに掲載されていない。この人々は20ポンド以上の財産を持たない人であろう。さらに興味深いのは13人の親が納税能力を有するという事である。[...] このようにDutch charity schoolは単なる貧民学校なのではなかった。

[...] もちろんこの学校は主として労働者に奉仕していたのであり、その多くは教育に金を出す事が困難だと考えられるが。/Romainの学校には無償者は一人いるだけであるが、Dutch charity schoolと同様に多様な職業に就き様々な収入の家庭の子どもが通っていた。32人の生徒の内26人の親が確認できた。その内、6人はTax List

に乗っていない。20人が納税者であるが、[その職業は]ビジネスマンからパン屋まで含まれている。しかしこの学校のもっとも典型的な顧客は成功したcraftmanである。/20人の納税者の内14人は家または店を所有している。彼らはだいたいミドル・ワードである第3-6wardsに集中している。だからといって、経済的な分離を意味しない。市内には多くのPay Schoolが大差のない授業料で経営されていたので、市内に6校しかないCharity Schoolよりも狭い範囲の学校の近くに住む子どもが通う傾向があった²⁰⁾。

以上は、親の所得を指標とした分析であるが、これ以外にも、Kaestleは生徒の年齢・性別・宗教の点でも統合的な学校であったことを指摘している(生徒の75%は8才から13才であり、中間値は10才である。性別では、男子対女子が2対1となっている。また、宗教はほとんどの人々がプロテスタントであったので決定的な要因にはなっていない)。

以上のような検討の結果、Kaestleはニューヨーク市で公教育が発達しなかった「重大なしかし一般的には気付かれていない原因は、既にCommon Schoolingが広範に提供されていた事である」²¹⁾と論じている。

以上、18世紀末ニューヨーク市の教育状況について概観してきた。ここで注目しておきたい事は、この時期既にKaestleの言う所のcommon pay schoolがかなり多く存在していたという事実であり、これがcharity schoolと共に“public” schoolを構成していたと解釈される点である。つまり、ニューヨーク市では公立学校は当時存在していなかったが、成功したcraftmanを主要な顧客に、自然発生的に多くの私立学校が存在しており、しかもそれは多くの市民に開かれて、共通教育を行っていたことが推定されるのである。ここから、仮にこの学校が公費で維持された場合、親と教師・学校が直接的に契約を結ぶ公教育システムの可能性を見る事はできないであろうか。そして歴史的事実としては、この事が次節に検討する1795年ニューヨーク州法に関する、ニューヨーク市での主要な論点となるのである。

3. 1795年ニューヨーク州法による school fund 配分問題

教育の組織化への関心がほとんど見られなかったニューヨーク市とは異なり、州レヴェルでは独立の直後からその動きがみられた。第一回の州議会に提出されたGeorge Clinton州知事のメッセージは、「州議会が検討しなければならない最も重要な問題は、州内の若者に教育を提

供することの必要性である」²²⁾として、はやくも公教育を整備する必要性を指摘していた。しかしながら、州議会は、独立戦争による経済的疲弊、親ではなく州が教育責務を引き受けることへの懸念など、様々な理由により即座に知事に同意する事はせず、1795年4月9日よりやく5年間の時限立法が成立する。これが、ここでの検討の対象である1795年ニューヨーク州法(an act for the encouragement of schools)である。

1795年法はおおむね次のような内容のものであった²³⁾。

- (1) 毎年総額2万ポンド(5万ドル)を、人口に基づいてカウンティに配分する。
- (2) カウンティが州の補助金を受けるためには、その1/2を課税徴収しなければならない。なお、州からの補助金共々、fundは教員給与の支払いにのみ使用される。
- (3) 各地方は、学校を維持するための団体を組織し、包括的な学校業務に責任を負う評議員(trustee)を2名選出できる。また、Townは3ないし7人の理事(commissioner)を選出し、学校監督と視察の権限をあたえる。教員資格の決定とschool fundの配分もその権限である。
- (4) 目的は、English language, English grammar, arithmetic, mathematicsその他良いEnglish educationを成すために有効かつ必要な知識を州内に居住する子どもに教える学校を、奨励し維持することである。

1795年法の結果、州内には5年間でおよそ1500の学校が作られる6万人の子どもが通学したと言われている。しかしながら、この法律の期限が切れる1800年には、州議会在が延長に反対し、失効している。州の本格的な教育政策が実施されていくのは学区制度の導入を決定した1812年法(An act for the establishment of common schools)以降のことであるが、それはここでの当面の関心とは異なるものである。

ここでの関心は、この1795年法がニューヨーク市の教育にどのような影響をもたらしたのかという点である。従って、この法律がニューヨーク市に対し行った規定をまず確認しておこう²⁴⁾。

- (1) ニューヨーク市には、1888ポンドが与えられるが、そのためには市は944ポンドを徴収しなければならない²⁵⁾。
- (2) 市はこの補助金を先の目的に見合うcharity school, その他あらゆる学校に用いることができる。そこで教えられている子どもは、白人、黒人、インディアンであれ、Common Councilが、この法の意図に一致しふさわしいと判断した学校に使用される。

(傍点は武川)

- (3) 配分の対象校が受け取りを拒否した場合には、その金をcharity schoolに配分することはCommon Councilの自由である。

この規定によってニューヨーク市では具体的には誰が補助金を受けるべきか一すなわちCharity SchoolかPay Schoolか一という問題が生じ、Common Councilを中心に議論されていくのである。以下、この問題についてKaestleの記述によりながら検討していくことにする。(残念ながら、これ以外にこの問題を扱った論文は管見の限りでは存在していない。)

この問題は突き詰めて言えば、ニューヨーク市の支配層を代表するCommon Councilがどのような公教育制度構想をもっていたかという事である。つまり、Free Charity SchoolとCommon Pay Schoolは直面したのである。

ここでこの時期のニューヨーク市の統治機構について簡単に触れておこう。Common Councilは21才以上の不動産所有者および納税者男性によって公選される議会であり、aldermenとassistant aldermenの二院から成る。Common Councilの権限は、条例の制定、税額の決定、道路の設計、市の行政サービスの契約の認可等であった。なお、不動産による選挙権の制限は1821年までであり、1826年に普通選挙制が採用された。一方、市長は1834年まで州知事と4人の州上院議員からなる委員会によって任命されていた。

さて、本題に戻ると、1795年法に対するCommon Councilの反応は極めて不明瞭なものであった。これに対し、Pay Schoolの校長の対応はすばやく、Common Councilに補助金を要請していく。それぞれが独立した学校の経営者・教員であったわけではあるが、しかしながら全く連携していなかったわけではなく、彼らは前年の1794年にはThe Society of Associated Teachers of New York Cityを結成していた²⁶⁾。この団体は当初はいわば親睦組織であり、教育に有効な知識の交流を行うものであった。だが次第に専門的色彩を強め、教員資格や教科書などの検討を行うようになる。そして、1795年法が制定されると補助金を求めてロビーイングを開始する。

このような状況の中Common Councilは「学校問題委員会」(a committee on schools)を任命し、1796年5月に学校調査を実施した。これは、英語教育に従事するすべての校長に、生徒数、教科目、開校日数、授業料の報告を要請したものである。先にKaestleが使用した統計はこの調査に基づいている。

この調査結果がどのように判断されたかは未詳であるが、

教員団体は調査という事実自体が彼らを配分の対象と認めたことにはならない(すなわち、教育活動に従事していることをCommon Councilが認定した)と主張し請願を強めていく。請願の内容はKaestleによると次のようなものである。

common school educationのために指定された金は彼らのものである。

既に彼らが市の多数の子どもにcommon educationを提供しているという事実は疑問の余地がない。

授業料を徴収していることによって直ちに補助金が妨げられるわけではない。なぜならば、州北部農村地域のcommon schoolは授業料を徴収している。

一方、Charity Schoolは、無償とはいえ、わずかの子どもを教えているにすぎず、またその宗派の子どもに限定されている²⁷⁾。

しかしながら、Common Councilは結局この請願を認めはしなかった。1796年9月23日に学校問題委員会が口頭報告を行い満場一致でこの要請を否決している。そしてCommon Councilは6校のCharity Schoolに市税徴収分の944ポンド(州からの補助金は10月に配分されることになっていた。)を配分することを8対3の投票で決定した。

そして、州からの配分が行われた10月にCommon Councilは、覚え書きを起草している。この覚え書きは第1に市内のprivate schoolの運営の様子から判断して彼らに分配することは現実的ではないことを告げ、第2に補助金の中からCharity Schoolへ配分する率を州会議が決定し、それ以外の金をPublic Schoolの新設と維持のため使用する権限をCommon Councilに与えることを、州議会に要求していた。

州議会はこの要求に対し1797年supplemental lawを制定した。この法律により、市がfundの1/6をCharity Schoolに配分し、残る5/6は学校の新設に用いることが認められた。そして新設校は無償となることとされた。このようにCommon Councilは、Pay Schoolへの公費補助を否定し、既存のCharity Schoolへの補助と市立無償学校の設立を選択したのである。であるならば、ここでの市立無償学校の性格を問題としなければならないだろう。ところが、実際には、Common Councilはこの5/6の資金を使用しなかったのである。1800年に1795年法が失効すると、それまで蓄積されていたこの資金はCharity Schoolに分配され新設校建設という市のプランは放棄されたのである。

以上が1795年法問題のおおよその顛末であるが、ではこのことをどう解釈したらいいのであろうか。以下、

Kaestleの説明を見ることにする。

KaestleはPay Schoolへの配分を拒否しPublic Schoolの新設を決めたCommon Councilの決定を次のように説明する。

この決定の時以来、Councilは“private”と“public”という語をだいたい私達が現在使用するのと同じ意味で用い始めている。[...]この時まで、“public school”は一般的にpublicに開かれ、子どもが互いに学習できる場所を意味してきた。これ以降は、政府の補助を受け建設・維持され、政府の代表もしくは政府の承認する代理の委員会が統治するplaceを意味するようになった²⁸⁾。

Kaestleの説明を続けると、

結局の所、Councilは伝統に従ったのである。彼らは独立校長への金の分配を拒否した。[...]また、市が設立・維持するpublic schoolも延期され、廃止された。古いアレンジメントが働き、危機は存在していない。伝統の示唆する通り、Church Charity Schoolへ金を配分したのである。/校長の側にリアリティはあったが、先例がなかった。事実上、彼らが市のほとんどの子どものcommon educationを担っていたのであるが、だが、tax fundを彼らに配分するためには学校教育の管理の複雑な改革が必要であり、Councilにはその準備がなかった。法の執行を遅らせ修正する事でCouncilはほとんどの子どもに影響を与えないが長い伝統を持つ方法を採用した。[...]州教育委員会は授業料が高く金持ちしか利用できないcollegeとacademyを補助していた。一方、ニューヨーク市は授業料を払う事のできない貧困者のためのcommon educationを補助した。どちらの政策も、19世紀が進むにつれて教育が階級ラインにより分離する傾向を強め、市の援助するfree schoolが本当の意味でのcommon school systemになることを困難にした。1795年から1800年の間に解決されたことは、ニューヨーク市のcommon school systemはcommon pay schoolからではなくfree charity schoolから進展したということである²⁹⁾。

これだけの限定された事実から結論を下す事は控えるが、Common Councilが1795年法問題に際しとった行動は、ニューヨーク市の教育現実を考慮してなされたものというよりも、ニューヨーク州当局の意図にそったものと言えるだろう。1787年の時点で州教育委員会は「読み書き算を教えるための公立学校の創設は非常に重要な目的であり、この事は私人の判断に委ねられるべきでなく公的機関が推進しなければならない」³⁰⁾と主張していたのである。Common Councilは積極的に公教育の

整備を行いはしなかったが、Charity Schoolを補助しまた市立無償学校を設立することで、教育対象を、自発的には教育に関心を払わない、あるいは全く授業料を支払うことのできない最低辺層にまで拡大しようとしていたと思われる。そして、1795年段階ではリアリティを欠いていたCommon Councilの構想は、19世紀に入るとすぐに現実的なものへとなくなっていったのである。それは、ニューヨーク市人口の増大とそれに伴う階層分化の進展に、従来のPay Schoolでは対応しきれなくなっていったのである。そして、市行政当局に代わり、その責を引き受けるのが公立学校協会であった。

4. おわりに

以上、18世紀末のニューヨーク市の教育の在り方について、Kaestleの研究に依拠しながら検討を行ってきた。

そこに見られた支配的教育制度の特徴は、第1に、授業料支払い行為を媒介に、親と教師が直接契約を結ぶということであった。ニューヨーク市では、ニューイングランドのタウンのように共同事業として教育が営まれていたわけではなく、個別的关系の集積として存在していた。

第2の特徴は、そのような個別的关系が、しかしながら市民の間に相当程度普及していたという事実である。Kaestleの算出した就学率52.2%は、公教育制度が整備された以降のそれと比較するとたしかに低いものではある。だが、教育を子どもに与えることが、全く親の意思に委ねられていたことを考慮するならば、教育は必要なものであることが、社会的に合意されていたと考えることができるだろう。そして、学校に多様な職業・所得の子どもが通っていたことは、この推定を補足するものであろう。この時代の学校は、個別的关系の集積として、独自の公共空間を形成していたと考えることができるだろう。

第3に、しかしながらこのような制度は、1795年法問題から明らかなように、ニューヨーク市当局が奨励するものではなかった。第3節の検討からは、必ずしもCommon CouncilがPrivate Pay Schoolsに補助金を配分しなかった理由が明確になっとはいえないが、授業料の存在が一つのポイントではある。The Society of Associated Teachersの要求は、授業料徴収が補助金配分の反対の根拠と成ることを否定するものであったからである。しかしながら、この問題に関してはこれ以上のことはわからない。Common Councilは結局無償学校を選択したのであるが、Kaestleのいうようにそれは、単に伝統に従い慈恵として行った

ものなのか、あるいは教育を無償とする積極的な理由を持っていたのかは、判断する材料がないのである。この点に関しては、公立学校協会、ニューヨーク州無償教育法(1867年)の検討を通じ解明すべき課題であろう。

[註]

- 1) コミュニティ・コントロールについては、さしあたり、拙稿「コミュニティ・コントロール運動成立過程の研究」『東京大学教育学部教育行政学研究室紀要』第6号、1987年を参照されたい。
- 2) Jencks et al., *Inequality*, Basic Books, 1972. [橋爪貞雄・高木正太郎訳『不平等』黎明書房、1978]
- 3) Jencks, C., "Private Schools for Black Children", *the New York Times Magazine*, November 3, 1968.
- 4) マイケル・カッツ「アメリカ教育の変遷」カラベル、ハルゼー編、潮木守一・天野郁夫・藤田英典編訳『教育と社会変動、下』、東京大学出版会、1980年。98頁
- 5) Kaestle, Carl F., *The Evolution of an Urban School System*, Harvard University Press, 1973.
 なお、Kaestleのこの本をわが国で最初に紹介されたのは、おそらく青木薫『アメリカの教育思想と教育行政』（ぎょうせい、1981）であろう。氏は、「第二章ニューヨーク無償学校協会とクリントンの教育思想」の中で、Kaestleの研究を紹介されている。
- 6) 西尾 勝「アメリカにおける大都市行政の構造(一)」『国家学会雑誌』第79巻第3・4号、37頁
- 7) アメリカの13植民地は、経済的・社会的な発展の方向としては次第に、ニューイングランド植民地、中部植民地、南部植民地の三つのセクションに分かれていった。ニューヨーク州は中部植民地に属している。中西弘次はそれぞれの特徴を次のように指摘している。

「このような植民地の三つのセクションへの分化は、ただ単にそれが地域的に北部、中部、南部の三つに分かれたということにとどまらず、そのような地域的分化のそれぞれの内部に同時に相異なった経済的・社会構造が形成されて発展していったということもその内容としていた。『セクション』の分化と対立—相異なった地域への相異なった生産様式の重複とそれぞれの抗争—は、以後のアメリカの発展を特徴づけるものの一つであるが、いまその形成の時点においてその内容をきわめて概括的にいえばつぎのようであった。／『タウン・システム』による

小土地所有を基礎とした小農社会の展開のうちに多様な社会分業発展の可能性をもっていたニューイングランド植民地と、それと対照的に『ヘッドライト・システム』による大土地所有制とプランテーション経営によって、たばこ、米、藍、等の特産物のStaples生産のモノカルチャー経済を發展させた南部植民地と、両者の中間にあってマナー制度、バトルーン制度と小農経営との対抗のうちに、しだいに、ニュー・イングランド的な發展を基本方向としていった中部植民地の穀物、木材、家畜、等の生産地帯(Bread Colonies)とである。」(鈴木圭介編『アメリカ経済史』、東京大学出版会、1972年、12-14頁)

ここで中部植民地の特徴として指摘されているバトルーン制度とは、オランダ型絶対王制の土地制度であり、「大土地所有者=バトルーンは50人の移民を半隷農的労働者として移住させることを条件にして、ハドソン河の河岸地に16マイルにわたって土地を付与された[...]彼らは10年間は無税で土地生産物と地下鉱物をわがものにするのができ、狩猟権・漁業権・採掘権を所有し、植民地外との広範な貿易特権をもち、借地農に土地を貸与することができた。彼らはバトルーンシップ内の下級民事・刑事裁判権をもち、死刑にいたる刑罰を下すことができた。またバトルーンは、市および村落の長と吏官を任命する権利があり、借地農には自治権が与えられなかった。農民はタウン・ミーティングをもたず、植民地議会の選挙権をもたず、特徴的な非民主的体制の下に立っていた」のである。イギリス領となっても、バトルーンはマナーあるいはパテントとして存続していた。(同上書、41-42頁、鈴木圭介執筆部分)

- 8) オランダ領でのニューヨークの主要機能は、本国へ輸出する毛皮・木材・小麦の買い付けと加工であった。イギリス領下では、三角貿易の拠点港として、本国へ西インドからの砂糖とアメリカの小麦を移出し、他方西インドへはイギリスの工業製品とアメリカの小麦・家畜を移出していた。また工業も次第に発達し1750年代には衣服工業が発生している。(成田孝三「II ニューヨークの發展と地域分化」45-46頁、大阪市立大学経済研究所編『ニューヨーク』東京大学出版会、1987年)
- 9) Ravitch, Diane, *The Great School Wars*, Basic Books, 1974. p.4
- 10) Ibid.
- 11) Ibid., p.6
- 12) オランダ植民地の学校は、official school と呼ばれ

る西インド会社・ニューアムステルダム市が維持する学校と私立学校に二分できる。official school の教員(master)給与は西インド会社が、校舎と教員住宅は市が負担し、貧困児童は授業料の支払いを免除されていた。この学校への教会の影響は強く、教会が教員試験を行ない免許を与え、またカテキズムを定めて、テキストの許可を行なった。他方、私立学校は公的援助を受けずに授業料によって経営されていたが、開校には総督と植民地当局の許可が必要であった。以下の引用は1661年にニューアムステルダムで雇用された教員に、総督および植民地当局の勅告に従い、市長が与えた指示である。当時の、学校的一端を知ることのできる興味深いものである。

「1. 子どもが通常の時間、すなわち午前8時と午後1時に学校に来るように、教員は注意しなければならない。

2. 教員は生徒の間に良い規律(disciplin)を保たねばならない。

3. 教員は子どもと生徒に次のものを教えなければならない。キリスト教の祈り、戒律、洗礼、聖餐式および、日曜日の午後教会でなされたことに関する教義問答。

4. 学校を終える前には、教員は生徒に何曲かの聖歌独唱部(verse)と賛美歌を一曲歌わせるべきである。

5. 一年毎の給与以外に、教員は年4回すべての生徒に以下の要求をしつつ受け取ることができる。彼が、a. b. c. spelling とreading を教える全生徒から30セント。読み書きを教える者からは50セント。読み書きおよび算術を教える者からは60セント。夜来る生徒、および[...] 神から教えることを依頼されている貧困者には教員は無償で教えなければならない。

6. [...] 学期の前半に彼の学校と契約を結び出席している生徒全員に、その学期の授業料(school dues)を要求し徴収することができる。だが、学期の後半から出席する生徒からは、何も徴収してはならない。

7. 教員はここで述べられた以上のものを、何人からも取るべきではない。[...]」

(Finegan, Thomas E., *Free School: A Documentary History of the Free School Movement in New York State*, 1921. pp.16-17)

イギリス領時代もオランダ領期にできた学校は存続していた。1702年には、「An act for encouragement of a grammar free school」が制定され、総督に教員を一人雇用するよう規定した。この法律は7年間

効力があり、その間この学校では、フランス・オランダ・イギリス人の男子生徒に読み書き、英語、ラテン語、ギリシャ語が教えられた。この学校は税により維持されていた。次いで、1732年には「An Act to encourage a public school in the city of New York for Teaching Latin, Greek, and Mathematics」が制定されたが、この法律も7年間の効力しかもたず、8年目には学校は廃止された。(Monroe, Paul (ed.), *Cyclopedia of Education*, vol.4, The MacMillan, 1919. Cubberley, E.P., New York, State of, pp.458-459) その性格から見てこれらの学校は、支配層・大土地所有者の子弟を対象としたものであろう。

- 13) ニューヨーク州は1785年に奴隷制を違法としている。
 14) Cubberley, E.P., op. cit., New York, City of, p.451
 15) Ravitch, op. cit., pp.6-7
 16) 1796年の一学期の授業料は表3のようになる。なお、換算は、1ポンド=2.5ドル=20シリング。

表3 1796年の授業料額

Name	Quarterly tuition
William Gum	16s
Daniel Smith	14s to 20s
Robert Piggot	14s to 20s
Christopher Peter	\$1 to 2
O'Hagarty & Carroll	20s to 24s
John Collins	20s to 24s
Martin Evans	20s to 24s
Donald Fraser	22s to 24s
James Gibbons	16s to 20s
James Liddell	14s to 18s
Nathaniel Mead	16s to 20s
Richard Patterson	16s to 24s
John Roe	\$2 to 3
George Youngs	16s to 40s
Benjamin Romaine	24s to 28s

source : Kaestle, p.42

- 17) Kaestleは、「この時代の生活〔居住〕パターンは、植民地時代のタウンの人格的服従の居住区と19世紀の都市にみられる非人格的で経済的に分離した居住区の二つの間の変遷期であった」と特徴づけている。階層による居住地域の分化の萌芽は見られるが、それがまだ市全体に及んでいないことを、Kaestleは1790年の選挙での有権者率を検討し解明している。この時代は、制限選挙であったから、有権者率はその選挙区内での経済力を示す指標である。この年のそれは、最低がWest Wardの12.8%、最高がHarlemの22.4%であるが、この二つを除く他選挙区は16-21.4%であり、極端な違いは見られなかったという(Kaestle, op. cit., pp.32-33)。

ニューヨークは1820年になると人口12.5万人の全米最大の都市となるが、そのころになると居住区の分化は明確になっていく。

- 18) この時代の私立学校教師の収入は、ミドル・クラスのものであった。
 19) Kaestle, op. cit., pp.41-42
 20) Ibid., pp.46-47
 21) Ibid.
 22) Finegan, op. cit., p.25
 23) Ibid., p.26
 24) Ibid., pp.26-29
 25) この金額は、例えば1797年のニューヨーク市予算の2%に相当するという。
 26) この団体は、政治的には共和主義的傾向にあり、この点をCommon Councilが危惧していたことも考えられる。
 27) Kaestle, op. cit., pp.66-67
 28) Ibid., p.69
 29) Ibid., pp.70-71
 30) Finegan, op. cit., p.25